

## 国際課税委員会（第18回）の概要

平成20年5月19日、経団連会館にて、第18回の『国際課税委員会』が開催されました。今回は、国税庁井阪審議官から、「OECDにおけるPE帰属所得の議論」を紹介いただき、質疑応答を行いました。

審議官の説明の概要は次のとおりです。（詳細は、別添資料参照）

- 1 OECDモデル条約の7条は、「PEなければ課税なし」、「帰属主義」などの重要な課税原則を規定することで、両締約国間の課税権の配分を図っている。OECDは1998年にPEの帰属所得の算定についてのプロジェクトを立ち上げ、OECDモデル条約7条の解釈を明確化するための作業に着手した。

このプロジェクトが立ち上げられた第一の理由は、7条の解釈を統一し、統合的な適用を行う必要があるためである。PEを通じて源泉地国で実現した「企業の利益」の決定に関しては、各国間で「関連事業アプローチ」(relevant business approach)と「機能的分離企業アプローチ」(functionally separate entity approach)といった異なる解釈があり、こういった解釈の相違により二重課税や課税の空白が生じるリスクがあると指摘がなされてきた。

第二の理由は、現7条に係る指針をアップデートする必要性が出てきたということである。現在の7条コメントリーの大部分は、1979年に発表された「移転価格レポート」に基づくものであるが、独立企業原則の適用に関する考え方が進化し、それを反映して1995年OECD移転価格ガイドラインが形成された。更にそれ以降も多くの経験が蓄積されたといった背景がある。

更に現実的な理由として、現代のビジネスモデルにおけるPEの重要性の増大が挙げられる。支店形態での活動が進出当初のみでなく、グローバルなビジネスモデルとして大規模な事業展開においても用いられるようになってきており、主として業法規制上の理由から、金融法人（銀行・保険会社）において広く用いられている。銀行業においては大口融資規制といった規制があるが、特定の借入れに対する融資規制については資本金が大きいほうが有利となる。支店形態であれば企業全体の資本がベースとなるが、子会社形態で進出すれば、進出した子会社の銀行の資本がベースとなるので、支店形態のほうが有利となる。こうしたことを背景に支店形態が主に用いられているのではないかと思われる。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。